

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用無し	審査
1	特定経路	特定	1	特定経路(*1)上には、階段又は段差を設けない		1			
		移円	2	多数の者が利用する居室(利用居室)、みんなのトイレを設ける場合は、道等から利用居室、利用居室(利用居室がない場合は道等)からみんなのトイレまでの経路を移動等円滑化経路とする (移動等円滑化経路がある場合チェックリスト5を別途添付)		-			
2	出入口	特定	1	特定経路を構成する出入口は次に掲げるもの					
			1	幅は、車いす使用者が円滑に通過できるもの		-			
			2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		-			
3	廊下等	特定	3	通行の際に支障となる段差なし					
			1	特定経路を構成する廊下等は次に掲げるもの					
			1	幅は、車いす使用者が円滑に通過できるもの		-			
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		-			
4	階段	一般	1	多数の者が利用する階段の1以上は次に掲げるもの					
			1	段のある部分に連続した手すりの設置		-			
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		-			
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		-			
			4	けあげ及び踏面は、高齢者、障がい者等が円滑で安全に移動できる構造		-			
			1	特定経路を構成する傾斜路(階段に代わるものに限る。)は、高齢者、障がい者が円滑で安全に移動できる構造であること		-			
6	敷地内の通	特定	1	特定経路を構成する敷地内の通路は次に掲げるもの(*2)					
			1	幅120cm以上		-			
			2	通行の際に支障となる段差を設けない		2			
			3	傾斜路は、高齢者、障がい者等が安全で円滑に移動できる構造		-			

*1 特定経路は道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、地上階にあるものに限る。)までの経路のうち1以上の経路

緩和措置

- 1 次に掲げる場合は段差、階段を設けてもよい。
 - ① 傾斜路、エレベーターその他の昇降機を併設している場合
 - ② 上階及び下階との間の上下の移動に係る部分
- 2 傾斜路、エレベーターその他の昇降機を併設している場合は、段差、階段を設けてもよい。